

一般社団法人 日本遺伝子細胞治療学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本遺伝子細胞治療学会 と称し、英文では **Japan Society of Gene and Cell Therapy** と表記する。

(主たる事務所)

第2条 当法人の主たる事務所は、東京都港区 に置く。

(目的)

第3条 当法人は、基礎と臨床の連携により遺伝子細胞治療に関する学際的研究を推進し、研究者の育成と真に有効な遺伝子細胞治療の発展を図るとともに、人類の健康増進・福祉向上に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、各種シンポジウムの開催、協賛及び後援
- (2) 機関誌の連携発行
- (3) 各種媒体による学術情報の交換、普及及び啓発
- (4) 関連学術団体の連絡及び提携
- (5) 遺伝子細胞治療技術の普及、遺伝子細胞治療臨床応用に向けた活動その他当法人の目的を達成するための一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 当法人の会員は下記の4種とし、評議員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とし、評議員の資格の取得、喪失を当法人への入社、当法人からの退社とする。

- (1) 評議員 3年以上にわたり当法人の会員として活動してきた者のうち、当法人の事業に直接に携わる意欲と能力を有するもの
- (2) 一般会員 本会の目的に賛同する者で、評議員又は名誉会員の推薦を得たもの
- (3) 名誉会員 65歳以上の者で、役員として当法人の発展に多大な貢献をなしたもの

- (4) 特別会員 我が国の遺伝子治療の発展に多大な貢献をなしたもの(当法人における活動実績や、年齢・国籍を問わない。)

(評議員の資格)

第6条 当法人の一般会員で3年以上当法人で学会活動を行ってきた者のうち、評議員になろうとする者は、評議員2名の推薦を得た上で、理事会において別に定める申込書により理事長に申し込むものとする。

- 2 前項の申込みをした者のうち、理事会で承認され、社員総会の同意を得たものを、当法人の評議員とする。

(一般会員の資格)

第7条 当法人の一般会員になろうとする者は、当法人の評議員又は名誉会員1名の推薦を得た上で、理事会において別に定める申込書により理事長に申し込み、その承認を得なければならない。

(名誉会員の資格)

第8条 当法人の名誉会員は、理事会が推薦し、社員総会において承認を得た者とする。

(特別会員の資格)

第9条 当法人の特別会員は、理事会が推薦し、社員総会において承認を得た者とする。

(入会金及び会費)

第10条 会員(名誉会員及び特別会員を除く。)は、理事会において別に定める入会金、会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 評議員が、次の各号の一に該当する場合には、その評議員としての資格を喪失する。

- (1) 本条第4項により、当法人の会員としての資格を喪失したとき
 - (2) 継続して3年以上、社員総会を欠席したとき
 - (3) 65歳に達した日の属する事業年度が終了したとき
- 2 現に理事である評議員については、前項第3号の規定にかかわらず、理事任期中に65歳を迎えた場合でも当該任期が満了するまでは評議員としての資格を失わず、当該任期が終了する日の属する事業年度が終了したときに評議員としての資格を喪失するものとする。
- 3 評議員が第1項第2号又は第3号の規定により評議員の資格を喪失する場合

には、その喪失に伴い名誉会員又は特別会員となる場合を除き、一般会員となったものとして取扱う。

- 4 当法人の会員が、次の各号の一に該当する場合には、その会員としての資格を喪失する。
- (1) 理事会において別に定める退会届を提出したとき
 - (2) 継続して2年以上、会費を滞納したとき
 - (3) 除名されたとき
 - (4) 死亡したとき

(退会)

第12条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議により、その会員を除名することができる。

- 2 当法人が、会員を除名しようとする場合には、当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名及び住所並びにその種別を記載又は記録した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第15条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後6月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて随時開催する。

- 2 社員総会は、次の事項について決議を行う。
- (1) 第2章に掲げる各種の会員資格の付与に関する承認及び同意
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 学会長の指名
 - (4) 計算書類の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 会員の除名

(7) 前各号に掲げる事項の他、一般法人法及び本定款に定める事項

(社員総会の招集、名誉会員の出席権限)

第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2 名誉会員は、社員総会に出席し、当法人の運営について発言をすることができる。

(社員総会の決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席(委任状による出席も含む。)をした社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(社員総会の議決権)

第18条 社員は、社員総会において、各1個の議決権を有する。

(社員総会の議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、副理事長がこれに代わる。

(社員総会の議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会日から10年間主たる事務所にこれを備え置く。

第4章 会員総会

(会員総会)

第21条 当法人は、年次学術集会の開催に合わせ、会員総会を開催する。

2 会員総会の議長は、学会長がこれに当たる。

3 理事長は、会員総会において、当法人の事業、人事、財務その他の重要事項について報告をしなければならない。

4 当法人の会員は、会員総会に出席し、前項の報告に対し、質問及び意見の表明を行うことができる。

第5章 役員

(機関の設置)

第22条 当法人には、理事、理事会及び監事を置く。

2 理事会の決議により、理事の内から理事長1名を選定し、代表理事とする。

3 当法人には、必要に応じ、副理事長若干名を置くことができる。

(役員の数等)

第23条 当法人の役員の数等は、理事は25名程度とし、監事は2名程度とする。

2 当法人の各理事(清算人を含む。以下、本項において同じ)について、当該理事及び当該理事と特殊の関係にある者として次に掲げる者に該当する理事の合計数の、当法人の理事の総数のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。

- ① 当該理事の配偶者
- ② 当該理事の3親等以内の親族
- ③ 当該理事と内縁関係にある者
- ④ 当該理事の使用人
- ⑤ 前各号に掲げる者以外の者で、当該理事から受ける金銭等によって生計を維持しているもの
- ⑥ 前3号に掲げる者と生計を一にする、これらの者の配偶者又は3親等以内の親族

(役員を選任及び解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(理事及び監事を選任の手続き)

第25条 当法人の理事は評議員の内から選任するものとする。ただし、その他から選任すべき特段の事情がある場合には、この限りでない。

2 理事会が、理事の選任に係る議案を社員総会に提出するにあたっては、事前に評議員を投票権者とする選挙を行い、理事候補者の内20名は、その選挙結果に基づき決定するものとする。さらに、この理事候補者の協議に基づき、理事長候補者1名を選定し、理事長候補者が残余の理事候補者若干名を指名するものとする。

3 当法人の監事は、評議員及び名誉会員の内から選任するものとする。ただし、その他から選任すべき特段の事情がある場合には、この限りでない。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 増員又は補欠のため選任された理事又は監事の任期は、在任者又は前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事長の任期は、理事任期2期を越えて連続させないものとする。

(理事会の権限、理事会への報告)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 各種委員会の設置及び廃止並びに委員長の選任

2 代表理事及び当法人の業務を執行する理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会の招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。理事長に事故がある時は、副理事長が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事が署名又は記名押印する。

(監事の職務)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(責任一部免除)

第32条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から

法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、その賠償責任を免除することができる。

第6章 年次学術集会

(年次学術集会)

第33条 当法人は、各年毎に指名される学会長が主催する年次学術集会を遺伝子細胞治療の発展に資するものとするため、積極的にこれに関与する。

(学会長)

第34条 学会長は、年次学術集会の主催者としての適任者を、当法人の評議員の内から、理事会が推薦し、社員総会において指名する。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の分配、残余財産の処分)

第36条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

2 当法人が解散をするときは、その残余財産は、社員総会の決議に従い、国若しくは地方公共団体又は当法人と類似の目的をもつ公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属させる。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第38条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所

設立時社員 森下 竜一

住所

設立時社員 岡田 尚巳

住所

設立時社員 久米 晃啓

住所

設立時社員 藤原 俊義

住所

設立時社員 米満 吉和

(会員資格等についての経過措置)

第39条 当法人成立後当面の間の会員資格の認定にあたっては、当法人の前身である日本遺伝子細胞治療学会（法人格なき社団）を当法人とみなして、その活動期間の判定を行う。

2 当法人成立後当面の間の会員資格の認定にあたっては、当法人の前身である日本遺伝子細胞治療学会（法人格なき社団）の評議員又は正会員であった者がそれぞれ当法人の評議員又は一般会員になろうとする場合には、その申し込みにあたり本定款第6条又は第7項に規定する推薦を要しないものとする。

(法令の準拠)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(設立第1期における理事の追加選任についての経過措置)

第41条

理事会が設立第1期中に行う理事の選任議案の提出は、第25条第2項に規定する事前の選挙を経ずに行うことができる。本条項は、設立第1期の終了をもって削除する。

以上

令和3年9月7日 設立
令和3年9月22日 最終改訂